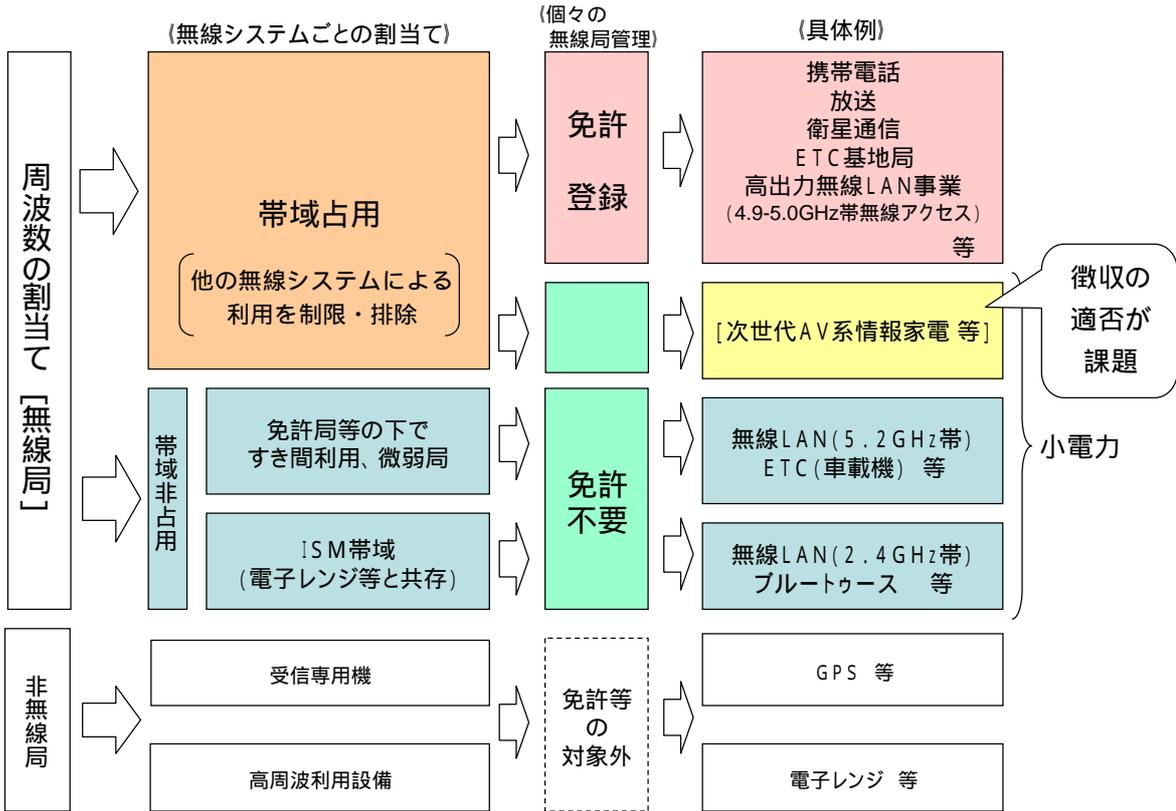


# 納付義務者の範囲について

## 1. 免許不要局の扱い

無線システムの区分イメージと具体例（研究会報告書案の基本的な考え方）



## 1. 提出された意見の整理

**原則：電波利用者は応分の負担をすべき**

～ 電波は見えないものだが、有用であり大事に取り扱わなければならないという認識を、利用料を支払うことによって持つことが重要。

**例外：他人に迷惑をかけず、保護も受けない電波利用については、負担を免除**

～ 非徴収とするものは、他の無線局に妨害を与えず、かつ、保護も求めないものに限定することが適当。

帯域非占有型の小電力無線システム

〔例：現行情報家電、現行無線LAN、現行ETC車載器、現行電子タグ（リーダー/ライター）等〕

基本的に、上記の例外に該当するため、非徴収と整理。

## 2. 検討課題

帯域占有型（小電力）〔例：次世代AV系情報家電等〕

特徴：

- ・ 通信品質の確保を目的として、周波数割当計画に基づき、特定の無線システムに専用帯域を設定
- ・ 当該周波数帯域で、免許局等他の無線システムと、ニーズが排他的に競合

徴収論の根拠（他人に迷惑をかけ、保護も受ける無線システム）

< 反論（提出意見） >

IT振興等や徴収方法論から、政策的に免除

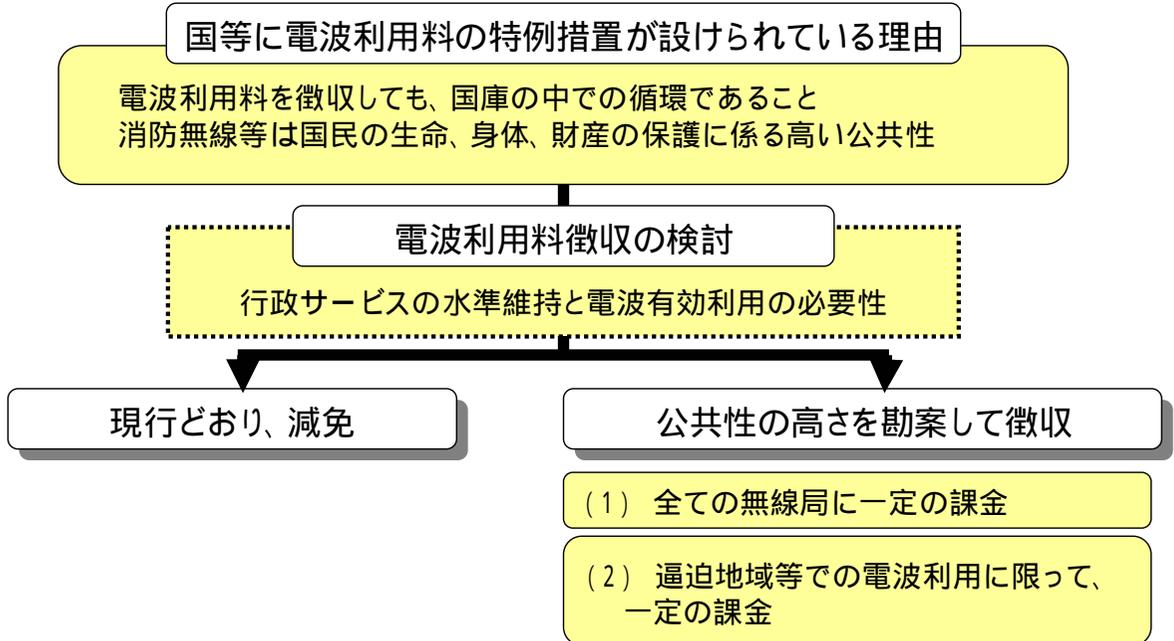
免許を受けておらず、免許局と同等の「特別な地位」にないこと、また、特定の地域、時間帯によって「通信の品質が低下」する可能性もあることから、政策的に免除

無線局管理上、免許不要局でなく、免許局として位置付けるべき

次世代AV系情報家電などに対して、そもそも帯域を占有させることが問題。これに代えて、より多くの機器や使用者に帯域を開放することが適当。

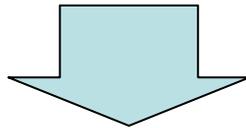
## 2. 国及び地方公共団体の扱い

(報告書(案)における整理)



### 現行の特例措置の概要

国(5GHz帯気象レーダー・2.7GHz帯航空レーダー等)	免除
地方公共団体からは原則徴収。 ただし、	
・ 消防無線等	免除
・ 防災行政無線	減額(1/2)



### 議論のためのたたき台

原則、徴収。

但し、公共性の高さ等を踏まえ、政策的に 減免はあり得る。

## 検討課題

### 「原則、徴収」

電波利用の主体が、国か地方公共団体で、区別すべきか否か。

- ・国庫循環論（他の手数料制度等では、通常、国は免除対象）  
（法律制度論としての困難性についての指摘あり）
- ・電波利用共益事務の一部は一般財源で充当（人件費等）

## 検討課題

### 「減免」

防衛、警察、消防等について、特に高い公共性があるとして、政策的に「免除」まで認めることの適否

## 検討課題

国及び地方公共団体による電波の有効利用努力の公表

国及び地方公共団体の電波利用状況調査結果の公表などを通じて、例えば消防無線のデジタル化などの取組みなどを国民一般に説明。

〔現状〕

国、地方公共団体を対象とした電波利用状況の評価は実施。  
但し、政策的配慮から、公表は限定的。